

# 入札公告

## 1. 競争入札に付する事項

- 1) 件名 札幌管区気象台庁舎で使用する電気の調達
- 2) 仕様・規格 仕様書による
- 3) 履行場所 仕様書による
- 4) 履行期限 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日まで

## 2. 競争に参加する者に必要な資格

- 1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一規格)「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、「北海道地域」の競争参加資格を有する者。
- 4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- 5) 札幌管区気象台長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 6) 警察当局から、暴力団員が実質的に、経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- 8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、別紙に掲げる入札適合条件を満たすこと。

## 3. 仕様書及び契約条項を示す時期及び場所

平成29年 1月19日 15時00分まで

・札幌管区気象台 総務部会計課 第二契約係

〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目 電話(011)611-6170

・インターネットホームページ

(契約手続きに関する問い合わせ先)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区気象台 総務部会計課 第二契約係 電話(011)611-6170

入札関係書類は、札幌管区気象台ホームページの入札・調達情報からダウンロードして使用することができる。  
<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/shinseiannai/bid/bid.html>

## 4. 入札執行日時・場所及び入札書等の提出方法

- 1) 電子調達システムにより提出すること。  
ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は紙により持参する事ができる。  
= 電子入札に関する問い合わせ先 =  
政府電子調達(GEPS) <https://www.geps.go.jp/>
- 2) 証明書等の提出期限 平成29年 1月19日 15時00分まで
- 3) 入札書の提出期限 平成29年 1月20日 16時00分まで
- 4) 開札日時・場所 平成29年 1月23日 9時35分 札幌管区気象台2階 防災連絡室

## 5. 入札保証金

免除する。

## 6. 契約保証金

免除する。

## 7. 入札の無効

- 1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札。
- 2) 札幌管区気象台競争契約入札心得書(以下「入札心得書」という。)第6条に該当する入札。

## 8. 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

## 9. その他の事項

- 1) 入札心得書第2条に規定する期日は、平成29年 1月19日15時00分までとし同条に定める書類の写しを前記3に示す場所に提出しなければならない。
- 2) 契約担当官等の承諾を得た場合を除き、郵便又は電信による入札は認めない。
- 3) 落札者の決定
  - ア) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
  - イ) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。  
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- 5) 本調達は、平成29年度予算の成立を条件とする。

平成29年 1月 5日

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 林 久美

【契約の概要調書】

(契約件名) 札幌管区気象台庁舎で使用する電気の調達

契約の概要

本件は、札幌管区気象台庁舎で使用する電気を調達するものである。

(契約電力及び予定使用電力量)

契約電力 116キロワット

予定使用電力量 580,800キロワット

(主な仕様)

供給電力方式 交流3相3線式

供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト

計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト

標準周波数 50ヘルツ

(履行場所)

札幌市中央区北2条西18丁目 札幌管区気象台

(履行期限)

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

注意点等

- ・参加方式確認書類の提出期限 平成29年 1月19日(木)
- ・適合証明書の提出期限 平成29年 1月19日(木)
- ・電子入札対象案件(電子調達システムによる)
- ・最低価格落札方式
- ・入札は総価で行います

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

(1) 平成27年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、平成27年度の未利用エネルギー活用状況、平成27年度の再生可能エネルギーの導入状況、グリーン電力証書の調達者の譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
平成27年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.575 未満	70
	0.575 以上 0.600 未満	65
	0.600 以上 0.625 未満	60
	0.625 以上 0.650 未満	55
	0.650 以上 0.675 未満	50
	0.675 以上 0.700 未満	45
	0.700 以上 0.725 未満	40
	0.725 以上 0.750 未満	35
	0.750 以上 0.775 未満	30
	0.775 以上 0.800 未満	25
	0.800 以上	20
平成27年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
平成27年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00 %以上	15
	1.50 %以上 3.00 %未満	10
	0 %超 1.50 %未満	5
	活用していない	0
グリーン電力証書（ ）の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

「各用語の定義」

用語	定義
平成27年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成27年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」（調整後排出係数）は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成27年度の二酸化炭素排出係数。</p>
平成27年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成27年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成27年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を平成27年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値</p> <p>（算定方式）</p> $\text{平成27年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成27年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成27年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 . 未利用エネルギーによる発電を行う際、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 . 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。</p> <p>工場等の廃熱又は排圧          廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）          高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 . 平成27年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売は含まない。</p> <p>4 . 平成27年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>平成27年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成27年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{平成27年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))} + \text{平成27年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))}{\text{平成27年度の供給電力量 (需要端(kWh))}} \times 100$ <p>平成27年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) 平成27年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) 平成27年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</li> <li>平成27年度の再生可能エネルギー電気の利用量( + )には他電気事業者への販売分は含まない。</li> <li>平成27年度の供給電力量( )には他電気事業者への販売分は含まない。</li> </ol>
<p>需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)</li> <li>需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>